

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和4年 6月 30日
福岡市長 高島 宗一郎 殿		
提出者		
住 所 福岡市城南区七隈八丁目19番1号		
氏 名 学校法人福岡大学 理事長 貫 正義		
電話番号 092-801-1011 (代) 内線2812		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	福岡大学病院	
事業場の所在地	福岡市城南区七隈七丁目45番1号	
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	医療・福祉・医療業(一般病院)8311	
②事業の規模	915病床	
③従業員数	1,976人(常勤1,745人、非常勤231人)	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①「医療廃棄物の処理計画」参照	

## (第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙②「福岡大学病院医療廃棄物管理規定」参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	278.51 t	t
	(これまでに実施した取組)		
院内で排出される医療廃棄物を種類ごとに分け、分類表を作成している。また、種類ごとに処理容器を使い分け、ラベル添付をしている。各病棟、外来に廃棄物分類表を提示し、誤処理を防ぐよう職員に周知している。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	275.72 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
当事業所は、医療業(病院)であるため、厚生労働省の管轄のもと、医療器具等の使用及び廃棄方法等について指導を受けており、その影響で特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)の排出量が増えている。特に、医療材料については、医療安全感染対策の観点から、プラスチック容器と針の一体型のものが使用される傾向にあり、廃棄物量が増えることが予想される。また、特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)の排出量については、外来及び入院患者数、手術件数にも比例する傾向があるため、特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)の減量化については、現在のところ予想がたらず、具体的な計画は立っていない。特別管理産業廃棄物(医療廃棄物)の削減については、院内の医療廃棄物管理委員会でも議題として取り上げており、今まで医療廃棄物で処理していた一般廃棄物を、一般廃棄物で処分できるものは一般廃棄物処分できるよう、有効な分別の見極め方法等を検討していく。継続して、「医療廃棄物の処理計画(別紙①参照)」の定期的な見直しを行い、職員及び運搬・処分業者に幅広く周知徹底することで、廃棄物の発生抑制、再生利用を推進し最終処分量を削減する努力を行いたい。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<p>○処置及び検査等で使用した医療器材及び衛生材料等(血液・体液が付着したもの)→透析器具、チューブ、カテーテル、ガイドワイヤー、フィルター類、血液・体液の付着した衛生材料血液・体液が入った採血管、検尿・検便コップ等は、専用のペダル式容器に段ボール(袋は赤色)を据え付け回収</p> <p>○血液が付着した鋭利物等→注射針・縫合針などの針類、針付き注射器、カミソリ・メス等の鋭利物、ガラスくず(アンプル類)、血液入り試験管・血液入りチューブ類、抗癌剤容器、抗癌剤を使用した器具類は、プラスチックの専用容器で回収</p> <p>※別紙①参照</p>		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	上記計画記載のとおり。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）  <b>現在、当事業所から排出される特別管理産業廃棄物は、主に感染性廃棄物であるため、再生利用を行う予定はない。</b>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）  <b>上記記載のとおり。</b>		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組）  <b>現在、実施していません。</b>			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組）  <b>現在、予定はありません。</b>			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 現在、実施していません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現在、予定はありません。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	278.51 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 当事業所では、頻繁に委託業者との意見交換を行い、産業廃棄物処理に関する不適切な廃棄物処理事案がないように努めている。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	<b>感染性廃棄物</b>	
	全処理委託量	275.72 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和3年度も引き続き委託業者との意見交換を頻繁に行い、不適切な廃棄物処理事案がないように監督するとともに、排出事業者として取り組むべき課題を発見し解決していくよう努力したい。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和 3 年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	278.51	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年度から電子マニフェストの導入済み。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年 6月 日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住所

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

氏名

学校法人 福岡大学  
理事長 貴 正義

電話番号 092-801-1011(代) 内線2812

福岡大学病院庶務課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	福岡大学病院
事業場の所在地	福岡市城南区七隈七丁目45番1号
事業の種類	医療・福祉・医療業(一般病院)8311
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	272.60 t	全処理委託量	272.60 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 275.35 t 前年度 278.51 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 令和2年4月1日電子マニフェスト導入	

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)





(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。